

TOPICS

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議について

少子高齢化の一方で、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供の数は増加している。

こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援の重要性がますます高まっている。初等中等教育の在り方について総合的に検討するため、2019年4月17日に開催された中央教育審議会総会において行われた「新しい時代の初等中等教育の在り方」についての諮問でも、特別支援教育について諮問事項とされ、検討が求められている。こうした問題について、より集中的かつ専門的な見地から、議論を深めるべきとの特別部会での指摘を踏まえ、医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等を踏まえつつ、特別支援教育の現状と課題を整理し、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討を行うことが重要である。そこで、2019年9月6日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」を設置した。

有識者会議における主な検討事項の例として、以下のものが挙げられている。これらに関しては順次議論を行っている。

- ・新しい時代の特別支援教育の目指す方向性・ビジョン
- ・特別支援教育を担う教員の専門性の整理と養成の在り方
- ・障害のある子供たちへの指導の充実
- ・小・中・高等学校及び特別支援学校における特別支援教育の枠組み
- ・幼稚園・高等学校段階における学びの場の在り方
- ・切れ目ない支援の推進に向けた教育と医療、福祉、家庭の連携

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議



趣旨

- 少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途
- こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援の重要性がますます向上

医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等を踏まえつつ、特別支援教育の現状と課題を整理し、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討を行うため、有識者会議を設置

【主な検討事項】

- (1) 特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方
- (2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

(検討事項の具体例)

新しい時代の特別支援教育の方向性・ビジョン

障害のある子供たちへの指導の充実

教員の専門性の整理と養成の在り方

特別支援教育の枠組み

幼稚園・高等学校段階における学びの場等

【委員】

朝日 滋也	全国特別支援学校長会長、東京都立大塚ろう学校統括校長	竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
阿部 一彦	日本障害フォーラム代表	田村 康二朗	東京都立光明学園統括校長
石橋 恵二	学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校長、 武蔵野東小学校中学校統括校長	成澤 俊輔	NPO法人FDA理事長、株式会社SilentVoice社外取締役、 NPO法人カシオペア理事
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	野口 晃菜	株式会社LITALICO執行役員・LITALICO研究所長
一木 薫	福岡教育大学教授	日詰 正文	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部長
大出 浩司	学校法人大出学園理事長・若葉高等学園校長	廣瀬 尚子	香川県教育委員会事務局特別支援教育課長
○岡田 哲也	二松学舎大学教授	佛坂 美菜子	バーチャルチャレンジ株式会社ゼネラルマネージャー
片岡 聰一	岡山県総社市長	松倉 雪美	富山県立ふるさと支援校長
金森 克浩	日本福祉大学スポーツ科学部教授	眞砂 靖	弁護士
川高 寿賀子	京都府立宇治支援学校長	○宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
菊池 桃子	女優、戸板女子短期大学客員教授	山口 正樹	神奈川県立厚木清南高等学校校長
木村 浩紀	北海道札幌視覚支援学校長	山中 ともえ	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校校長協会会長、 東京都調布市立飛田給小学校校長
熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター准教授	吉藤 健太朗	株式会社オリイ研究所代表取締役所長、ロボットコミュニケーター
滝口 圭子	金沢大学学校教育系教授		(○:主査、○:主査代理) (計27名、五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

梅澤 敦	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事
西牧 謙吾	国立障害者リリテーションセンター病院長・発達障害情報・支援センター長
本後 健	厚生労働省社会・援護局障害福祉課障害児・発達障害者支援室長

(計3名、五十音順、敬称略)

【検討経緯】 2019年9/6付で設置、第1回：9/25、第2回：10/16、第3回：11/8、第4回：12/2、第5回：2020年2/6、第6回：2/25

2. 障害のある子供に対する福祉の推進

(1) 障害児保育の推進

厚生労働省においては、障害のある児童の保育所での受入れを促進するため、1974年度より障害児保育事業において保育所に保育士を加配する事業を実施してきた。

当該事業については、事業開始より相当の年数が経過し、保育所における障害のある児童の受入れが全国的に広く実施されるようになったため、2003年度より一般財源化し、2007年度より地方交付税の算定対象を特別児童扶養手当の対象児童から軽度の障害のある児童に広げる等の拡充をしている。

また、2015年度より施行した子ども・子育て支援新制度においては、①障害のある児童等の特別な支援が必要な子供を受け入れ、地域関係機関との連携や、相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者を保育所、幼稚園、認定こども園に配置、②新設された地域型保育事業について、障害のある児童を受け入れた場合に特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人の配置を行っている。

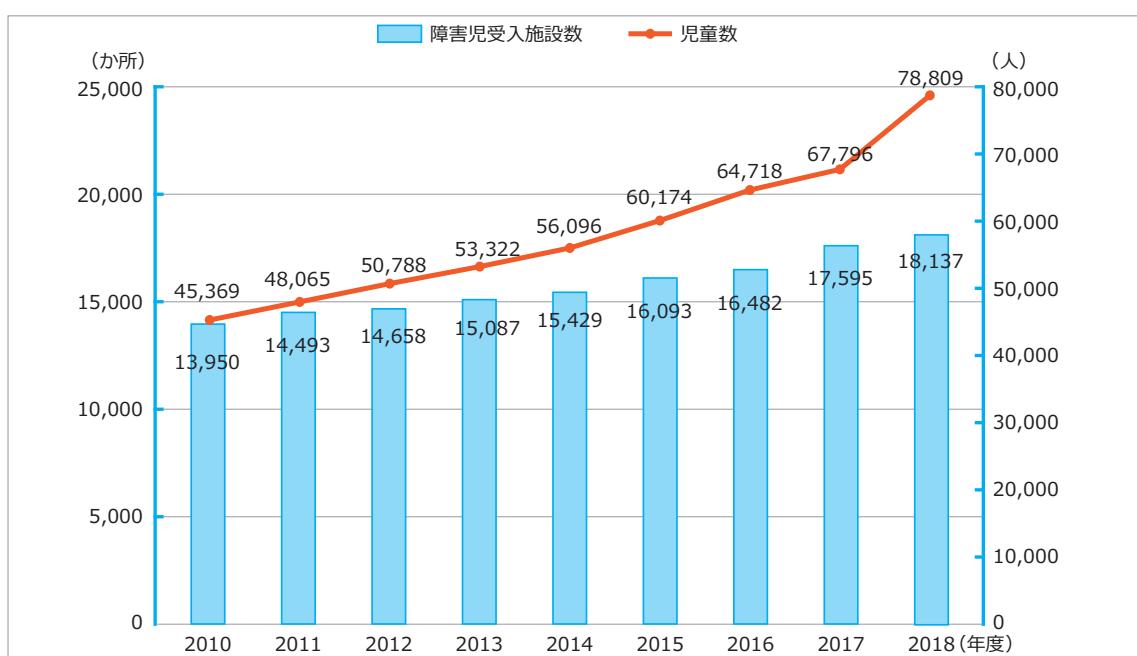
さらに、保育現場におけるリーダー的職員を育成するため、2017年度より開始した「保育士等キャリアアップ研修」の研修分野に「障害児保育」を盛り込み、障害児保育を担当する職員の専門性の向上を図っている。

なお、障害児保育の研修分野を含めた保育士等キャリアアップ研修を修了し、リーダー的職員となった者に対して、その取組に応じた人件費の加算を実施している。

加えて、障害児保育に係る地方交付税について、2018年度からは、措置額を約400億円から約880億円に拡充するとともに、障害児保育に係る市町村の財政需要を的確に反映するため、各市町村の保育所等における「実際の受入障害児数」に応じて地方交付税を算定することとした。

このほか、障害のある児童を受け入れるに当たりバリアフリーのための改修等を行う事業を実施している。

■ 図表2-4 障害児保育の実施状況推移



注：各年度3月31日時点

資料：厚生労働省

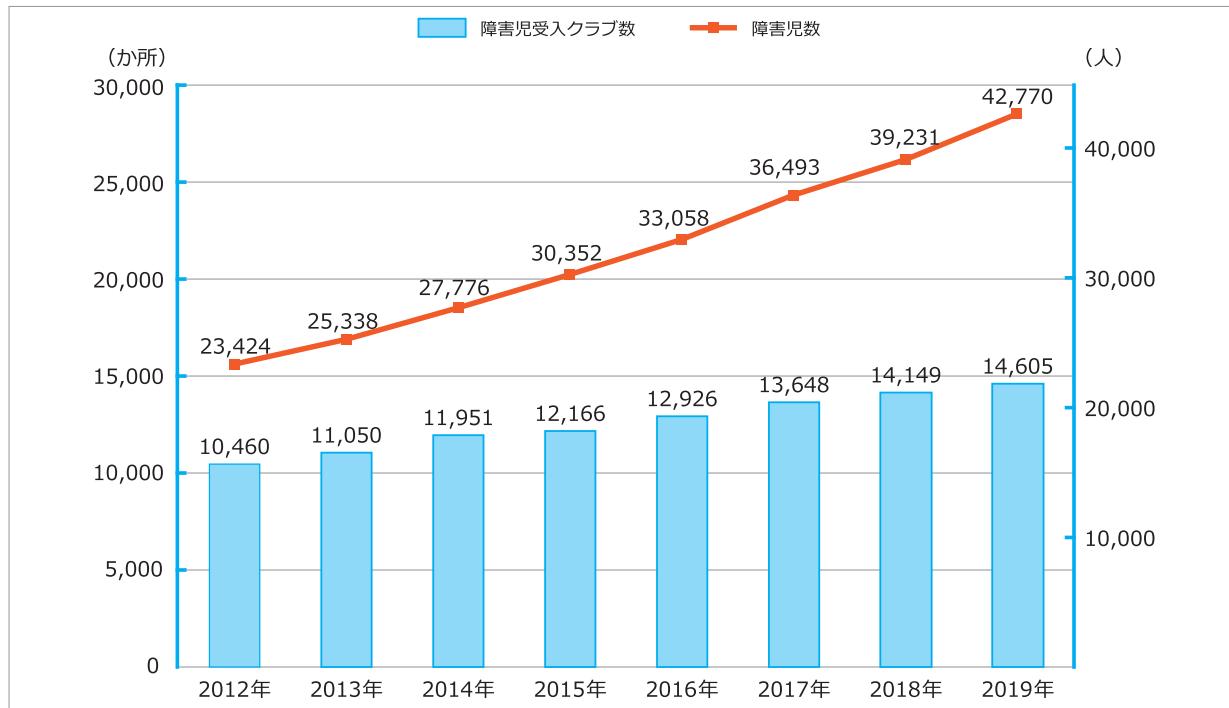
(2) 放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入推進

共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を与える放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）においては、療育手帳や身体障害者手帳を所持する児童に限らず、これらの児童と同等の障害を有していると認められる児童も含めて可能な限り障害のある児童の受入れに努めているところである。

障害のある児童の受入れを行っている放課後児童クラブは、年々、着実に増加しており、2019年5月現在で、全25,881クラブのうち約56%に当たる14,605クラブにおいて、42,770人を受け入れている状況である。障害のある児童を受け入れるに当たっては、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、障害のある児童を1人以上受け入れている放課後児童クラブに専門的知識等を有する職員を配置するために必要な経費を補助しているところである。

加えて、2017年度からは、障害のある児童3人以上の受入れを行う場合について、更に1名の専門的知識等を有する職員を配置するために必要な経費の上乗せ補助や医療的ケア児の受入れを行う場合について、看護師等を配置するために必要な経費の補助を行っており、放課後児童クラブの利用を希望する障害のある児童が放課後児童クラブを適切に利用できるよう支援している。

■ 図表2-5 放課後児童クラブにおける障害児の受入数の推移



注：各年5月1日時点

資料：厚生労働省

(3) 療育体制の整備

ア 福祉施設における療育機能の強化

障害のある児童に対しては、できるだけ早期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要がある。このため、健康診査等により障害の早期発見を図るとともに、適切な療育を実施する体制の整備を図っている。

また、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号)の公布に伴う「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)の一部改正等により、障害児支援については、身近な地域で支援を受けられるようする等のため、従来の障害種別に分かれていた体系について、2012年4月から通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」として利用形態の別によりそれぞれ一元化し、障害児支援の強化を図っている。

さらに、学齢期における支援の充実を図るために「放課後等デイサービス」を、保育所等に通う障害のある児童に対して集団生活への適応を支援するために「保育所等訪問支援」を創設した。

また、在宅で生活する重症心身障害児(者)に対し、適切なリハビリテーションや療育を提供し、日中の活動の場を確保するため、「重症心身障害児(者)通園事業」を実施してきたが、「児童福祉法」の一部改正により、従来、予算事業で実施していた重症心身障害児(者)通園事業については、2012年度から法定化され、安定的な財源措置が講じられることとなった。

2016年5月に改正された「児童福祉法」により、障害児支援のニーズの多様性にきめ細かく対応して支援の拡充を図るため、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」を創設した。加えて、保育所等の障害のある児童に発達支援を提供する「保育所等訪問支援」について、訪問先を乳児院及び児童養護施設にも拡大した。

2018年度の障害福祉サービス等報酬改定(以下「報酬改定」という。)において、医療的ケア児が必要な支援を受けられるよう、障害児通所支援事業所への看護職員の加配を評価する看護職員加配加算を創設した。

一方、放課後等デイサービスについては、支援の質の向上を図るため、障害児の状態等を勘案した指標を踏まえた報酬区分を設定した。

また、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)及び「経済財政運営と

■ 図表2-6 障害児通所支援・障害児入所支援の体系

支援		支援の内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行うもの
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援及び治療を行うもの
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行うもの
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童の居宅を訪問して発達支援を行うもの
	保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行うもの
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うもの
	医療型障害児入所施設	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うもの

資料：厚生労働省

改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、2018年12月28日に取りまとめられた幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針に沿って、2019年10月以降、就学前の障害児について、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、障害児通所支援・障害児入所支援の利用料を無償化している。

イ 地域における療育体制の整備

地域で生活する障害のある児童の療育として、「児童福祉法」に基づく障害児通所支援事業所において指導訓練等が行われている。

また、児童相談所等における相談支援等の施策により、障害のある児童とその家族への支援を行っている。

2006年4月からは、障害のある児童に対する居宅介護や短期入所などの在宅施策が「障害者自立支援法」（2013年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。））の障害福祉サービスに位置づけられ、財政的な基盤強化が図られている。

2014年7月には、「障害児支援の在り方に関する検討会」により報告書が取りまとめられ、①地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり、②「縦横連携」によるライフステージごとの個別の支援の充実、③特別に配慮された支援が必要な障害のある児童のための医療・福祉の連携、④家族支援の充実、⑤個々のサービスの質のさらなる確保が提言された。これらを踏まえ、地域の中核となる児童発達支援センターの地域支援機能を強化するとともに、2015年度の報酬改定において関係機関連携加算の創設等の対応を行っている。2015年4月には、放課後等デイサービスについて、支援の提供や事業運営に当たっての基本的事項を定めた「放課後等デイサービスガイドライン」を発出し、放課後等デイサービスの支援の質の向上を図っている。

2016年5月に改正された「児童福祉法」により、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、地方公共団体において、保健、医療、福祉等の連携促進を図ることが努力義務とされた。併せて、障害児支援の提供体制の計画的な構築を図るため、地方公共団体において、「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられた。

2017年7月には「児童発達支援ガイドライン」を発出し、提供すべき支援の内容や運営に関する基本事項を示すことにより、支援の質の向上を図っている。関係機関との連携及び円滑な児童発達支援の利用と適切な移行を推進することとしている。

これらにより、障害のある児童が、できるだけ身近な場所で適切な療育を受けられる体制の整備を図っている。

さらに2018年度からは、外部の看護職員が事業所を訪問し、障害のある児童に対して長時間の支援を行った場合等について新たに報酬上評価するなど、医療的ケア児に対する支援を拡充している。

また、難聴を早期に発見し適切な支援を行うことで、難聴児の言語発達を促すことが可能であることから、保健、医療、福祉、教育が連携し早期支援や早期療育を行う必要性が指摘されている。このため、2019年3月に厚生労働省、文部科学省の両省において「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」を立ち上げ、難聴児への切れ目のない支援を行うための体制構築に向けた方策について検討を行った。このプロジェクト報告を受けて、厚生労働省、文部科学省は、都道府県における新生児聴覚検査の体制整備の拡充や聴覚障害児支援の中核機能の強化を行うこととしている。